

第 1 編 序 説

第 1 章 本試行の趣旨

1. 1 新地方公会計制度

今日、地方の再生・自立と地方分権の推進が、わが国の今後の発展に向けて最も主要なテーマの一つとなっているもとで、各地方公共団体（以下「地公体」と言う）の財政状態、特に資産・債務の現状とその推移を、統一的基準により把握し、公開することが強く求められている。

既に、国はこの数年来、複式簿記を活用した省庁別財務書類の作成を開始しているところである。地公体についても同様の要請が高まっているもとで、総務省は、「新地方公会計制度研究会」を設置し、平成 18 年 5 月、「新地方公会計制度研究会報告書」（以下「研究会報告書」と言う）を発表した（注 1）。

また、いわゆる「行革推進法」第 62 条において、地公体が資産負債改革を積極的に推進すべきことが定められたところである（注 2）。

引続き同年 7 月、いわゆる「骨太方針」において、国・地方が一体的に公会計制度の整備を推進することが打出された（注 3）。

さらに、同年 8 月、総務省は、事務次官名で、各地公体に対し、「研究会報告書」に準拠して公会計の整備の推進に取り組むよう通知した。現在、総務省では、「新地方公会計制度実務研究会」（以下「実務研究会」と言う）を設置し、「研究会報告書」で示されたモデルの実証的検証及び資産評価方法等の諸課題について検討した上で、財務書類の作成や資産評価に関する実務的な指針を、別途通知する予定としている（注 4）。

1. 2 本試行の目的・趣旨

「研究会報告書」には、新地方公会計制度として、次の二つのモデルが示されている。

① 第 2 章 「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」

② 第 3 章 「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル」

以下、①を「第 2 章方式」、②を「第 3 章方式」と略称することとする。

注 1) 新地方公会計制度研究会報告書（平成 18 年 5 月 18 日総務省発表）3 年程度を目途に実施を開始することを目標としている

注 2) 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 47 号）

注 3) 骨太方針 2006 より：（資産・債務の管理に必要な公会計制度の整備）資産・債務の管理に関し、政府においてこれまでに整備されてきた財務書類の一層の活用を図るとともに、国、地方、独立行政法人等の財務情報の整備を一体的に推進する

注 4) 平成 18 年 8 月 31 日付「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」総務事務次官（総行整第 24 号）

「実務研究会」では、上記2方式それぞれにつき、実証的検証及び資産評価方法等の諸課題を検討することを目的として、第2章方式については倉敷市、第3章方式については浜松市において、試行を行うこととされた。

本試行は、以上の経過に基づき、本市が実施することとなったものである。

1. 3 試行作業の要件

第2章方式では、本来、次のような実務処理が想定されていると考えられる。

(1) 元帳からの財務書類の作成

期中のすべての取引（非資金取引、決算整理を含む）は、基準モデルに定める勘定科目に従って仕訳され、総勘定元帳として記帳されること。この総勘定元帳から合計残高試算表が作成され、この試算表から財務書類が集約作成されること。従って、財務書類から個々の取引に遡って検証が可能であること。

(2) 資産台帳

資産台帳は、すべての資産を網羅し、基準モデルに定める資産の科目に従い、資産単位ごとに記帳され、その取得価額・期中の増減異動が記録されること。償却資産については減価償却が行われ、期末における現在価額等が記帳されること。資産台帳は、総勘定元帳と整合性を有すること。

(3) 保存・反復性

帳簿・集計は保存され、毎年、同様に反復・継続されること。

他方、このような新制度の実現には、財務会計システムの改訂や、資産台帳の電子化による整備が不可欠であり、その前提となる具体的な条件を整理しておくことも不可欠である。

こうしたことから、本作業は、地方公共団体全般の参考となりうるよう、可能な限り標準的と考えられる方法により、次の作業を実施することとした。

- (1) 第2章方式に準拠して財務書類を実際に作成する。その際、歳入・歳出明細データから公会計元帳を作成する「自動変換ツール」を試験利用し、実務利用のための条件を明らかにする。
- (2) 固定資産の洗い出しと価額算定を行うとともに、現在価額も記載した資産台帳整備（電子化）を試みる。
- (3) 作業過程を記録・整理し、経過・結果を評価し、今後明確化すべき事項や課題を明らかにする。

なお、新制度では、事業別・所管別などの分析への活用も想定されているところであるが、今回の試行では、対象外とした。

第2章 試行の体制と期間

本試行は、表-1に示す特別体制を設けて実施した。
作業は平成18年9月11日に開始し、約4ヶ月を要した。

表-1 試行の実施体制

No.	体制	参加者数等	作業分担等
1	倉敷市新公会計 制度研究会	倉敷市職員 5名 実務研究会委員から 1名 外部専門家 1名	全体進行の統括、指導及び報告書の承認 (開催経過) 第1回 H18. 9. 11 第2回 H18. 12. 8
2	倉敷市プロジェ クトチーム	倉敷市職員 6名 外部補助員 1名 なお、資料の収集・検討にあ たり、各所管の協力を得た。	1) 基礎情報・電子データの収集・整理 2) 資産の洗い出し・価額の算定・検討 3) 財務書類の作成・検討 4) 作業経過の記録及び課題の整理 5) 報告書作成
3	外部協力チーム	(財)日本システム開発研究所 2名 (株)ABM 4名 公認会計士 2名 倉敷市プロジェクトチームと 一体となって本作業を実施	1) 資産価額の算定基準の策定及び算定 2) 予算執行データから財務書類への自動 変換ツールの提供及び運用 3) 作業経過の記録及び課題の整理 4) 報告書作成 5) 参考意見の提出

注1) 本試行に参加したメンバーの名簿は、本文巻末に掲載。

注2) 上表の倉敷市研究会は、公開することとし、オブザーバーとして、総務省、新地方公
会計制度実務研究会委員、関心ある複数の民間企業の参加を得た。

第3章 試行において作成した財務書類と会計の範囲

3. 1 対象年度と開始貸借対照表

試行の対象は、平成17年度とした。従って、開始貸借対照表は、平成16年度末に
おける資産・負債となる。

ただし、平成17年7月1日に合併した旧2町（船穂町、真備町）の資産・負債は、
平成16年度末に合併したものとして、開始貸借対照表に計上した（参考資料-01）。

3. 2 作成した財務書類と会計の範囲

作成した財務書類は、別冊1にとりまとめた。

研究会報告書では、単体財務書類及び連結財務書類作成の対象範囲を定め（第19段、

20 段、及び注 2, 3)、単体、連結それぞれにつき、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書（以下それぞれを「BS、PL、CF、NWM」と言う）、付属明細表、各表の精算表、及び注記を作成することとしている。

これに従い、今回の試行において取扱った会計と作成財務書類の範囲を、表-2に示すが、このうち、積上げ方式で作成したのは普通会計の部分である（太枠）。

表-2 対象とした会計範囲と作成した財務書類

単体/連結	会計	開始 BS	財務書類 (H17)										資産再評価 (H16 末/H17)				
			B S	P L	C F	N W M	付 属 明 細 表	精算表				注 記					
								B S	P L	C F	N W M						
単体 財務書類	普通会計 一般会計+特会(6)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	全資産を個別に再評価
	公営事業会計 公営企業会計(7) 収益事業会計(1) 保険等事業 (3)	△	△	△	△	△	—	△	△	△	△	△	△	△	▲	既存決算による。 ただし、下水道施設は施設ごとに耐用年数を設定し、また、販売用土地は再評価し、想定企業会計は対象外とした。	
連結 財務書類	一部事務組合(15)	△	△	△	△	△	—	△	△	△	△	△	△	▲		既存決算による。	
	地方公社 (2) 第3セクター(民法法人 6、商法法人 3)																
対象外	部落有、財産区、法定外公共物(里道・水路等)																

注1) ○は元帳、資産台帳からの積上げにより作成したもの、△は既存決算書から変換して作成したもの、▲注記は解説程度。

注2) 倉敷市の会計及び連結対象団体の一覧は、参考資料-02に掲載。

注3) 公共用財産のうち、道路法、河川法などの適用がない、里道、水路等を「法定外公共物」と称しているが、地方分権の一環として、平成12年度から平成16年度までの間に市町村へ一括して譲与された。これらは、そのほとんどについて表示登記がなされておらず、また数量の把握についても非常に困難なため、試算評価の対象外として取り扱わざるを得なかった。

普通会計については、予算執行明細データから自動変換ツールを用いて公会計科目別の元帳を作成し、また、その資産についても個々に価額評価を行い、台帳を作成して、これらを基礎に、財務書類と付属明細表を作成した。

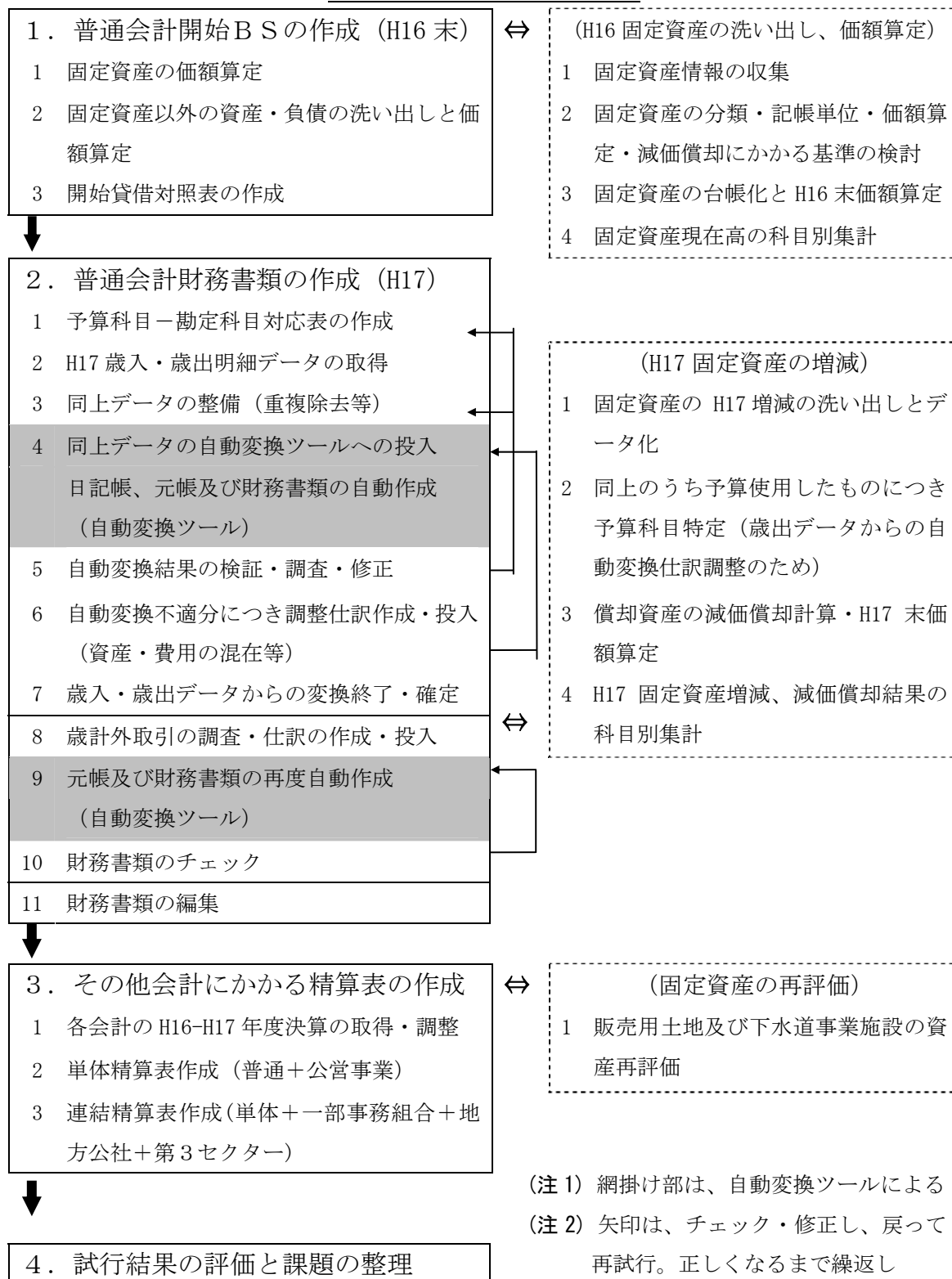
他方、公営事業会計については、科目体系の相異から、元帳自動作成ツールが現状では適用できなかったことから、基本的に従来 of 決算書を調整して、精算表の形で合算した。ただし、下水道事業施設は、保有資産額が大きいことから、管きょ、処理場、ポンプ場など施設ごとに耐用年数を設定し、また、販売用土地については、取得価額ではなく鑑定評価額を採用するなど評価の見直しを実施した。外部の連結対象機関についても、従来 of 決算書を調整して、精算表の形で合算した。

これらによって、一応、本市の財務状況の全容が把握できるようにした。

第4章 試行作業全体の概要

試行作業全体の流れは、表-3に示すとおりである。

表-3 試行作業全体の流れ



(注1) 網掛け部は、自動変換ツールによる

(注2) 矢印は、チェック・修正し、戻って再試行。正しくなるまで繰り返す

第2編 有形固定資産関係試行経過

第1章 開始貸借対照表作成時の共通事項

以下、開始貸借対照表作成時における作業経過及び検討した共通事項を、概括的に述べる。平年度の増減異動に関しては、別途、記述する。

1. 1 認識した有形固定資産

最初に、すべての現存資産について存在、属性、価額情報を収集した（表-4）。

表-4 認識した資産の概要

No.	科目	種類	台帳	価額	認識数	摘要
1	土地		有	一部	140,156筆 27,522,788㎡	市有地全筆
2	立木竹		有	なし	43件、165.95ha	分収林のみ
3	建物		有	一部	3,998棟 1,454,611㎡	償却未了分は3,277棟
4-1	工作物	道路	有	なし	約1万7千路線、3,315Km	道路台帳登載分。幅員別延長距離で算定。
4-2		農道	有	なし	169路線 57Km	延長距離で把握
4-3		林道	有	なし	25路線 25Km	延長距離で把握
4-4		橋りょう	有	なし	1,840箇所、27Km	
4-5		トンネル	有	なし	9箇所、2.5Km	
4-6		立体交差	有	なし	1箇所	
4-7		人工地盤	有	なし	1箇所	
4-8		公園施設	有	なし	611箇所	
4-9		水門・樋門	なし	なし	372箇所	
4-10		池沼	なし	なし	521箇所	受益面積0.5ha以上
4-11		河川	なし	なし	準用河川13 普通河川117 施工76箇所	護岸・改修・浚渫工事等
4-12		水路	なし	なし	6,593路線、1,936Km	旧2町分を除く
4-13		港湾・漁港	有	なし	12箇所	浚渫、棧橋、堤防補強等
4-14		プール	有	なし	97箇所	学校、社会教育施設
4-15		防火水槽	なし	なし	244箇所	
5-1	機械	ポンプ施設	なし	なし	67箇所	農業用揚排水ポンプは設置数不明
5-2	器具	ごみ焼却設備	有	なし	2箇所	
5-3		機械及び装置	一部	一部	59件	備品台帳・保険データ登載分
6	物品	備品	有	有	3,462件(取得50万以上)	残存価額50万以上は719件
7	建設仮勘定		なし	なし	14勘定	

このほか無形固定資産として、地役権、ソフトウェアが存在した。

現状において、土地、建物、備品（車両、船舶を含む）、道路、橋りょう、トンネル、公園、港湾などは、公有財産台帳や法定の管理台帳が存在するが、台帳化されていない資産も相当数存在する。

そこで、各担当課の協力を得て、網羅的に固定資産の洗い出しを行い、また、決算統計や各所管部署が作成する施設概要などから、価額算定の基礎となりうる取得価額、年度別事業費、数量情報（延長距離、面積等）、標準工事費等の現在単価情報などを収集した。

情報収集の過程で、次のような問題が見出された。

- (1) 土地については、取得価額の記載が無いものが大多数であり、地目や地積が記載されていない物件も多少見受けられた。
- (2) 立木竹については、分収林の杉と檜以外は把握しておらず、他の市有山林内にある雑木等の樹齢や本数は不明である。財産に関する調書に記載されている材積も推定でしかなく、積算の対象とするほどの財産価値がないものがほとんどであると思われるため除外した。
- (3) 建物については、一部に取得価額の記載が無いものがあり、主体構造や取得年月日が不明なものも多少見受けられた。さらに、建物附属設備を含めた形で台帳に記載されており、これらを用途ごとに区分し、それぞれに耐用年数を設定することは、今回の限られた時間のなかでは無理であった。また、建物と同時に整備されたエレベーター・舞台照明設備などの機械装置や据付型備品などは、独立した内容として台帳に存在しないことがあった。
- (4) 工作物については、道路台帳や港湾台帳等の法定台帳以外は、台帳自体整備されていない。
- (5) 道路については、現在の道路台帳作成以前に供用開始されたものについては供用開始日が不明である。さらに、極めて膨大な量があるにもかかわらず、台帳自体が紙ベースで作成されており、電子データを所有していない。取得価額についても、台帳整備の目的からは必要とされていないため、記載されていない。
- (6) 橋りょうについても、道路と同様に道路台帳作成以前の供用開始年月日が不明であり、量も膨大である。これについても取得価額が記載されていないし、電子データも存在しない。
- (7) 公園については、公園台帳に遊具や植栽等の記載があるものの、道路と同じく量が膨大であり、電子データが存在しない。さらに、公園内には噴水・水飲み場・植栽・フェンス等の多岐にわたる工作物や、照明設備やポンプ等の機械装置も混在しており、これらの構造や耐用年数を個別に判定することは出来なかった。
- (8) 水門・樋門等その他の工作物については、台帳の整備がされておらず、所在地

と箇所数が判る程度であった。また、材質としては、そのほとんどが鋼製であるが、中には電動式（機械器具）のものがあった。

- (9) 古い道路、港湾、トンネル、橋りょうなどは、存在は確認できても、過去の個別の事業費を把握することは現実には不可能である。また、トンネルには照明設備が付属設備として存在した。
- (10) 河川・ため池の護岸、水路などは、そもそも資産台帳という概念がなく、網羅すること自体が困難である。また、ある程度の年代以降、事業費総額は把握できるが、工事単位に遡って事業費を把握することは、現実問題として困難である。また、事業内容については、改修と浚渫があり、改修についても、コンクリート造、石造、鋼矢板、土造の補強など様々であり、護岸緑地の施工もあった。
- (11) 事業費支弁人件費については、それぞれの資産への配賦を行っていないので、計上しなかった。なお、今後についても資産へどのような方法で計上するかについては、今後の課題とした。

1. 2 算定対象から除外した資産

存在が確認されている中には、事業費の確認が困難なもの、明らかに耐用年数が経過しているもの、また、金銭的に重要性の低い資産も存在する。そこで、次のものは、価額算定の対象から除外した。

- (1) 既に償却済と認められるもの（古い水門、樋門等）。
- (2) 残存価額 50 万円未満の備品など価額算定の重要性が低いと認められるもの。
- (3) 街区公園や児童遊園などの小規模公園施設（箇所数が多い上、整備内容が多岐にわたっているため事業費の個別把握が困難であった）。
- (4) 建築年月日や主体構造が不明な建物（現地調査を要するため）。
- (5) 法定外公共物（ほとんど表示登記が行われていないため）。

1. 3 資産の価額算定・記帳の単位

価額計算の基礎とする今回の資産台帳の種類としては、表 4の科目 - 種類を単位とした。しかし、それぞれの台帳記載において、土地、備品などは、資産の個数、価額算定単位が明確で1件ごとに記載できるが、河川の護岸、水路、港湾などは、過去何十年と部分的に工事が行われ、何をもって1資産とすべきかが不明確であり、また、道路・橋りょう・トンネルなど路線単位に台帳記載されているものであっても、過去の個別工事ごとの取得価額は求め難い。また、公園の植栽や遊具、フェンス等、膨大な量がありながら、電子データが存在しないものは、資産台帳への個別登録が事実上困難である。

そこで、価額の算定方法も考慮しつつ、資産の算定・記帳の単位を次のようにした。なお、建設仮勘定については、別途詳述する。

(1) 個別算定・記帳

土地、建物、備品など、1件ごとに電子データが存在するものは、そこから CSV 形式で取得してアクセス及びエクセルに展開した。建物は、本体と耐用年数の異なる建物付属設備は分割すべきであるが、そのように分けて台帳管理されていないため、開始貸借対照表上では、一体として取扱うこととした。

道路については、道路台帳の電子データが存在しないことに加え、昭和 61 年度以前の供用開始日が不明であった。このため、昭和 62 年度以降分については、年度別、幅員別に分類し、標準工事費を乗じて算出することができたが、それ以前の供用開始物件は一括記帳せざるを得なかった。

電子データが存在しない機械器具、工作物などの物件は、保険データや施設概要等を活用し、個別にエクセルに手入力した。

なお、残存価額 50 万円未満の備品については、台帳記載を省略した。

(2) 一括算定・記帳

河川、ため池、水路など、台帳記載単位が明確でないものや、橋りょうなど個別価額の算定が不能な資産は、各年度を 1 単位として事業費を記帳した。

また、前述したとおり昭和 61 年度以前の道路は、供用開始年度が不明なため、総延長距離を 1 単位として記帳した。

以上のように、記帳対象外とし、あるいは集約した結果、前掲表-4 の認識数と、開始貸借対照表の基礎とした台帳記載件数は、かなり異なる結果となった。

1. 4 事業用資産とインフラ資産の分類

第 2 章方式では、固定資産をインフラ資産と事業用資産とに区分することとなっているが、具体的に何をもってインフラ資産とするかについては、議論の分かれるところである。

本試行においては、一応、表-5 のように定めた。

なお、土地については、例えば道路等の底地となっている場合などインフラ資産の用地は、これをインフラ資産に分類した。

表-5 インフラ資産と事業用資産の区分

用途区分	事業用	インフラ	用途区分	事業用	インフラ
1 行政財産			4 社会教育施設		
1 公用財産			図書館	○	
1 庁舎			公民館	○	
本庁舎	○		市民会館	○	
支所	○		体育施設	○	
出張所			その他社会教育施設	○	
消防署	○		5 公衆衛生施設		
その他の庁舎	○		じん芥処理施設	○	
2 その他の公用施設			火葬場	○	
じん芥処理施設	○		し尿処理場	○	
し尿処理場	○		公衆便所	○	
現場詰め所	○		公害施設	○	
作業所	○		その他の公害施設	○	
倉庫	○		6 医療施設	○	
研究所	○		7 商工観光施設		
車庫	○		商工施設	○	
消防施設	○		観光道路	○	
公舎	○		駐車場	○	
職員宿舎	○		観光施設	○	
その他の公用施設	○		8 下水施設		
2 公共用財産			下水道施設		●
1 校園教育施設			その他下水施設		●
学校			9 福祉施設		
小学校	○		社会福祉施設	○	
中学校	○		児童福祉施設	○	
高等学校	○		保育園	○	
大学	○		婦人福祉施設	○	
幼稚園	○		心身障害者施設	○	
各種学校	○		その他の福祉施設	○	
給食施設	○		10 その他公共用施設		
教員住宅	○		道路		●
その他の校園教育施設	○		河川		●
2 公園施設			水路		●
公園			港湾		●
総合公園		●	漁港		●
運動公園		●	水門・樋門		●
児童公園(街区)		●	ポンプ施設		●
近隣公園		●	池沼		●
地区公園		●	溜池		●
墓地公園		●	堤塘		●
児童公園		●	溝渠		●
都市緑地公園		●	防火水槽	○	
緩衝緑地公園		●	その他		●
風致公園		●			
開発行為公園		●	2 普通財産		
緑地		●	1 一般普通財産	○	
その他の公園		●	2 販売可能土地	○	
3 住宅施設			3 その他販売可能資産	○	
住宅			3 その他分類外財産		
公営住宅	○		1 立木竹	○	
市有住宅	○		2 備品	○	
引揚者住宅	○				
その他	○				

注) 本表は、倉敷市の公有財産の用途別分類表に準拠して作成した。

1. 5 償却資産の分類と耐用年数

1.5.1 償却資産の分類と耐用年数及び減価償却計算の方法

本試行で使用した償却資産の分類、耐用年数、償却率表は、参考資料-03のとおりである。

原則として、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）（以下「財務省令」と言う）

（<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S40/S40F03401000015.html>参照）に従ったが、法令のままの適用が適当でないと思われる地公体に固有の資産については、表-6のとおり、独自に、合理的と思われる分類と耐用年数を設定した。

表-6 地方公共団体に固有の施設の耐用年数

区 分	耐用年数	財務省令	理 由
道 路	48 年	10～15 年	国の財務書類作成における基準による
公 園	40 年	緑化施設及び庭園 20 年	現行の B S 作成基準
ポンプ施設	15 年	農業用ポンプ 8 年	地方公営企業施行規則に準拠
下水道施設			「地方公営企業法の適用を受ける指定事業の勘定科目等について」別冊 2 に準拠
下水管きよ	50 年		
処理設備	50 年		
ポンプ設備	20 年		
施設利用権 (流域下水処理 場利用分)	50 年		

なお、現行台帳に記載されている機械器具の分類については、財務省令では判断がつかないものがあるため、市債の償還年数等を参考にしながら、本市での実際の耐用年数を勘案して独自に設定した。

1.5.2 減価償却計算における原則

減価償却計算における原則は、次のとおり設定した。

- (1) 減価償却は定額法による。
- (2) 端数処理については、1 円未満を切捨てる。
- (3) 取得年度の翌年度から減価償却を行う。
- (4) 残存価額 50 万円未満の備品は、資産リストから除外する。

- (5) 上記以外で、耐用年数を経過したものは、備忘価額として、1円を計上する。
- (6) 土地、立木竹、美術・骨董品・歴史的建造物、建設仮勘定は減価償却をしない。
- (7) 災害復旧により建設した資産のうち、公有財産台帳の異動が適切と認められる場合は、復旧時を初年度として、新規に整備したものと見なす。
- (8) 中古資産を取得した場合には、次の区分によって耐用年数を算出する。

①使用可能期間の見積が可能な場合

取得する中古資産の使用可能期間の見積年数をもって、その資産の耐用年数とする。

②使用可能期間の見積が困難な場合

次の区分によりそれぞれ計算した年数をその資産の耐用年数とする。

ア. 耐用年数の全部を経過した場合：耐用年数＝耐用年数×20%

イ. 耐用年数の一部を経過した場合：耐用年数＝耐用年数－（経過年数×80%）

※上記で計算した年数が2年未満の場合は2年とし、1年未満の端数は切捨てる。

ウ. 上記規定が適用できない場合：中古資産を取得し、その資産に改良等の多額の費用を要した場合で、その費用の額がその中古資産の再取得価額50%相当額を超える時には上記ア. イ. の方法は適用できないため、実際の使用可能期間を見積る。

1.5.3 開始時価額算定における減価償却計算の特例

開始時においては、次の事例のように、異なる耐用年数の物件を一体として本体の耐用年数で減価償却せざるを得なかったが、今後においてはある程度分割が必要と考えられる。ただし、工事内容の個別確認や設計書の按分作業等に多大な労力を要するため、今後の検討課題と思われる。

- ・ 建物と附帯設備（エレベーター・電気設備・機械設備等）
- ・ 道路と防護柵・植栽・街路灯等
- ・ 公園の遊具・設備等
- ・ 河川、水路、池沼の工事内容（コンクリート造・石造など）

1. 6 現在価額算定方法の種類

再調達価額算定の手法として、資産ごとに、現実に可能な次の方法を用い、(表-7)、取得年度の翌年から減価償却して現在価額を求めた。

取得価額、事業費から現在価額を求める場合、デフレータの使用も検討したが、建物以外には、適用しなかった。

表-7 再調達価額算定方法の種類

No.	方式名	内 容	備 考
1	取得価額方式	取得価額をもって再調達価額とみなす	建物についてはデフレータを使用
2	事業費方式	工事費等の直接事業費をもって再調達価額とみなす	河川・水路等
3	保険金額方式	(社)全国市有物件災害共済会の算定方法を準用し、再調達価額を求める(建物) (社)森林保険協会の保険金額を現在価額とする(立木竹)	
4	標準単価方式	国や県の標準的な工事費積算単価から再調達単価を求める	道路、プールなど
5	本市実績単価方式	本市の過去の工事实績(直接事業費)から再調達単価を求める	水路、橋りょうなど
6	固定資産税評価額方式	固定資産税概要調書に記載されている、市の地目別平均単価を用いて現在単価とする。 ただし、宅地については、大字単位の宅地の平均単価を採用	土地

各資産別の開始貸借対照表額の計算方法詳細は、次章に詳述するが、以下、主要な資産につき、計算方法の要点のみを記述する。

1. 7 主要な資産の現在価額算定方法の概要

(1) 土 地 土地は、公有財産台帳で1筆ごとに電子データで管理している。当初、固定資産税の路線価を採用する予定であったが、あまりにも筆数が多く、一筆単位で路線価を対応させることが困難であった。従って、固定資産税概要調書の総括表に記載されている全市域の課税地目ごとの平均評価額を採用することとした。ただし、宅地については、資産価値が高く、また、地域によってかなりの格差があるため、概要調書作成時に担当課で作成している大字単位の宅地平均単価を採用した。

- (2) **立木竹** 立木竹は、植樹された年度や樹種の判明している分収林のうち、保険の対象となっている杉と檜のみを対象とした。樹種・樹齢・植樹面積ごとに、(社)森林保険協会の定める保険金額を用いて、現在価額を算出した。
なお、立木竹は、樹齢が増すごとに通常、単価が上昇する。
- (3) **建 物** 建物は、公有財産台帳に1棟ごとに電子データで管理している。ただし、建築価額の記載されていないものが2割程度存在している。現在価額の算出にあたり、(社)全国市有物件災害共済会の用途別構造別の再調達単価とデフレータを参考にした。台帳に建築価額が記載されていないものは、用途別構造別の再調達単価を用いて再調達価額を算出し、建築価額の判明しているものは、デフレータを用いて再調達価額を算出した。これらを建物構造による耐用年数で減価償却して現在価額を求めた。
- (4) **道 路** 道路台帳は、紙ベースの台帳で路線ごとに管理され、幅員別に延長距離が記載されている。今回の算定にあたっては、供用開始年度別幅員別に延長を集計し、平成16年度の土木工事標準積算基準書を参考に算出、幅員別(4.0m未満については4.0m、4.0m～5.5m未満は5.0m、5.5m～9.0m未満は6.0m、9.0m以上は12.0mで設定)の標準工事費を乗じて再調達価額とした。耐用年数は48年として減価償却を行い、現在価額を求めた。ただし、道路台帳作成が昭和61年度であるため、データの洗い出しが過去18年分に止まり、それ以前の供用開始部分については、すべて昭和47年度に供用開始されたものとして計算した。農道、林道もこれに準じた。
- (5) **公 園** 公園は、街区公園や児童遊園を除いた近隣公園などの大規模な公園の各年度事業費をもって再調達価額とし、減価償却を行った。
- (6) **水 路** 最近の事業費から求めた距離あたりの工事単価をベースとし、所管部署が作成している、水路整備状況の資料から取得した年度別整備延長距離(平成元年度以降16年間分)に乗じて再調達価額とし、減価償却を行った。
- (7) **機械器具** 機械器具(ごみ焼却設備など)は、取得価額から現在価額を算定した。ただし、公有財産台帳に記載ができていないため、次の方法により、取得価額を求めた。
- ・備品台帳から、機械器具に該当するものを抽出
 - ・(社)全国市有物件災害共済会の保険データ(電子データ)から抽出
 - ・保険に加入していないポンプ設備については、平成元年度以降の施工箇所ごとの

事業費を抽出

なお、これら以外で保険に加入していないものは、財産価値がないものとみなした。

- (8)物 品 物品は、備品台帳から1件あたり取得価額50万円以上のものを抽出し、種類ごとに耐用年数を設定した後、残存価額50万円以上のものを対象とした。ただし、工事等で取得したものについては、備品台帳への記載漏れが一部見受けられたが、取得価額が不明なため除外した。なお、車両は、備品に含めている。

- (9)建設仮勘定 平成16年度末現在継続中の事業につき、事業単位に過去の測量費、工事費、前金払い等を集計し、計上した。ただし、所有権移転登記の完了した土地は未供用であっても公有財産台帳に記載されているため土地に計上した。

1. 8 開始時資産の主要な記録項目

価額算定においては、資産科目・種類単位にエクセル表等を作成し、基本的に表-8の項目によって記録・計算した。

また、この計算を行うために必要な区分表、単価表などのマスタの種類は、表-9のとおりである。

建設仮勘定については、別途説明する。

表－8 開始時資産価額算定における主要項目

No.	項目名	概要
1	原台帳とのリンク情報	
2	名称	土地の場合、町名・地番・地目・地積 年度事業費で一括した資産は、年度一事業・工事名称
3	属性	土地の場合、現況地目。ただし、単価表掲載の標準地目に変換を要する 道路の場合、幅員。建物の場合、用途（ただし変換を要する）
4	数量	
5	単位	個、本、メートル、キロメートル、㎡、件、式 等
6	取得年月日	立木の場合は植栽年度
7	インフラ資産の別	人の判断により設定
8	資産分類	耐用年数と対応する資産分類。建物の場合、建物用途構造 既存台帳記載の分類は使えない場合もあり、標準化を要する
9	耐用年数	上記資産分類に従い、耐用年数表から取得する
10	減価償却率	耐用年数等に関する省令で定める償却率（定額法）
11	取得価額又は事業費	取得価額又は直接事業費
12	再調達単価	土地の場合、固定資産税概要調書から取得 建物の場合、市有物件災害共済会の再調達単価 道路・プール等の場合、最近の国の標準工事費等から 水路等の場合、最近の工事費実績から求めた単価
13	再調達価額	資産の種類ごとに定めた方法により算出 事業費、取得価額、標準単価方式等 建物についてはデフレーターを使用 表－7 及び第 2 章参照
14	償却年数	=2004 年－取得年度
15	減価償却累計額	=再調達価額×減価償却率×償却年数
16	開始時価額	=再調達価額－減価償却累計額

表－9 開始時資産価額算定に使用した主要な区分マスタ、単価表

No.	対象資産	必要なマスタ・単価表	摘 要
1	土 地	町名・地番 地目・地積 (町別) 地目別単価表 (㎡あたり)	固定資産税概要調書の地目と公有財産台帳の地目が相違しているため、地目の対応表の作成が必要
2	立木竹	樹種 植樹年度 (樹齢) 樹種・樹齢別単価表 (ha あたり)	(社) 森林保険協会の国営森林保険を参考
3	償却資産共通	資産分類別耐用年数・償却率表	参考資料－03
4	建 物	主体構造 用途 延床面積 用途別・主体構造別再調達単価表 (㎡あたり) 構造別建築費指数 (デフレーター)	(社) 全国市有物件災害共済会の算定方法を参考 台帳と共済会、台帳と財務省令の2通りの用途と主体構造の対応表が必要
5	工作物 ・道路 ・橋りょう ・水路 ・トンネル	標準工事費単価 (mあたり)	
6	工作物 (その他)	資産分類 年度ごと・施設ごとの事業費 施工年度 プールのみ (数量・㎡あたり標準単価)	
7	機械器具 備 品	資産分類	

第2章 開始時各資産の価額算定・台帳化の詳細

2.1 土地

2.1.1 原台帳の状況

- (1) 算出に使用した台帳等の種類：公有財産台帳（土地）
- (2) 台帳の記載単位：筆
- (3) 主要記載項目と記載状況

表－10 土地－現行台帳の主要記載項目

No.	項目	記載状況
1	台帳番号	有
2	町丁コード・名称	一部記載なし
3	地番	有
4	登記地目	有
5	現況地目	一部記載なし
6	登記地積	有
7	現況地積	一部記載なし
8	取得価額	一部記載有
9	施設コード・施設名称	有
10	所管課コード・名称	有

2.1.2 開始時価額算定方法

2.1.2.1 基本的な計算式

$$\text{開始時価額} = \text{適用単価} \times \text{適用地積}$$

2.1.2.2 詳細

(1) 単価の種類

- ① 単価は、市全体の地目別平均単価と、大字単位の平均単価（宅地のみ）の2種類を作成した。
- ② 市全体の地目別平均単価は、「固定資産税概要調書」の第2表「総括表」を用いて、各地目別と全市平均の評価額を採用した。
- ③ 大字単位の単価は、固定資産税担当課作成の「土地町別地目別集計表」より各大字別の市街化区域、市街化調整区域の宅地の加重平均により求めた。なお、他の団体においては、大字単位の町別単価を作成していない場合がある（本市

においても合併したうちの1町が作成していなかった。従ってこの地区については、概要調書の宅地の平均単価によって算出した。)

上記により作成した土地単価表のイメージを以下に示す。

表-11 土地-単価表のイメージ

町丁 コード	標準化地目による単価 (円/㎡)					
	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	市平均
100	57,976	2,565	30	107	13,310	14,418
200	98,414	2,565	30	107	13,310	14,418
300	181,913	2,565	30	107	13,310	14,418
400	125,302	2,565	30	107	13,310	14,418
...
...

(2) 算出手順

- ① 公有財産台帳の施設コード及び所管課コードから、インフラ資産と事業用資産の区分けを行った。
- ② 公有財産台帳上の地目と概要調書の地目とは、表記方法が必ずしも一致しないので、公有財産台帳上の地目を、概要調書の地目の「宅地・池沼・山林・原野・雑種地・市平均」に変換した(参考資料-04)。
- ③ 地目が農地として登録されている土地については、すべて宅地とみなした。
- ④ 地目と地積は、登記と現況の2種類台帳に記載されているので、現況を優先して採用した。
- ⑤ インフラ資産のうち、道路や水路等の底地部分は、地目に関わらず、すべて市平均単価を採用した。
- ⑥ 適用単価を確定の上、上記の基本的な計算式により、算出を行った。

(3) 算出時の調整事項(例外を含む)

- ① 合併した旧2町については、開始時に合併していたとみなした。
- ② 町別単価を使用するにあたり、住居表示等の異動が公有財産台帳に反映されていなかった場合があるので、調査を要した。
- ③ 市外に有する土地については、隣接する本市の大字単価を採用した。
- ④ 市街化区域と市街化調整区域の区別は行っていない。
- ⑤ 区分所有の土地については、敷地権割合に応じ、また、共有名義の土地は、持

分割合により積算した。

2.1.3 開始時資産としての計上範囲

- ① 本市の所有地すべて（未登記の土地は対象外）。
- ② 特別会計は、普通会計と区分して作成。
- ③ 法定外公共物は、有地番であっても未登記のため対象外。
- ④ 部落有財産、財産区有財産、借受け財産は対象外。

2.1.4 開始時価額算定用項目

次の計算表を作成して、計算を実行した。

表－１２ 土地－開始時価額算定用リストの項目

No.	項目	備考
1	台帳番号	元台帳に同じ
2	町丁コード・名称	元台帳に同じ
3	地番	元台帳に同じ
4	適用地目	元台帳より現況地目を適用、記載無い場合は登記地目
5	適用地積	元台帳より現況地積を適用、記載無い場合は登記地積
6	インフラ区分	インフラ資産と事業用資産の区分
7	適用単価区分	対応表により適用した地目区分
8	適用単価	上記地目区分により適用した単価額
9	開始時価額	上記単価に地積を乗じて算定した価額 ⑦×⑧

2.1.5 計算結果

以上により計算した結果は、次表のとおりである。

表－１３ 土地－開始時価額算定結果

区分	筆数	面積 (㎡)	開始時価額 (千円)
事業用資産	7,798	8,738,363.01	147,156,577
インフラ資産	132,358	18,784,425.64	224,149,091
合計	140,156	27,522,788.65	371,305,668